

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百六十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第五項第二号、第六項第二号及び第七項第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（令和三年厚生労働省告示第百五十七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

改正後

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第五項第二号、第六項第二号及び第七項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号。以下この条において「施行規則」という。）第二十条の二第五項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下この条及び次条において「上級職場適応援助者養成研修」という。）、第二十条の二第六項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下この条及び第三号において「訪問型職場適応援助者養成研修」という。）又は施行規則第二十条の二第七項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下この条及び第四号において「企業在籍型職場適応援助者養成研修」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとして、それぞれ次条から第四条までに定めるものとする。

一 研修を実施する機関（以下「研修機関」という。）の施設、設備、研修の実施の方法その他の研修に関する事項が、上級職場適応援助者養成研修、訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 研修機関の経理的及び技術的な基礎が、上級職場適応援助者養成研修、訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修の適正かつ確実な実施に足るものであること。

三 研修機関が、上級職場適応援助者養成研修、訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修の適正かつ確実な実施を図るための研修実施規程を定めていること。

改正前

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号。以下この条において「施行規則」という。）第二十条の二第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下この条及び次条において「訪問型職場適応援助者養成研修」という。）又は施行規則第二十条の二第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下この条及び第三号において「企業在籍型職場適応援助者養成研修」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとして、それぞれ次条又は第三条に定めるものとする。

一 研修を実施する者（以下「研修機関」という。）の施設、設備、研修の実施の方法その他の研修に関する事項が、訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 研修機関の経理的及び技術的な基礎が、訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修の適正かつ確実な実施に足るものであること。

三 研修機関が、訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修の適正かつ確実な実施を図るための研修実施規程を定めていること。

第二条 上級職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる
 研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表
 の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関	所在地	期間	研修
特定非営利活 動法人ジョブ コーチ・ネッ トワーク	埼玉県久喜市 久喜中央二丁 目四番十八号	令和八年四月一 日から令和九年 三月三十一日ま で	J C I N E T 上 級ジョブコーチ 養成研修（訪問 型・企業在籍型 上級職場適応援 助者養成研修）
特定非営利活 動法人くらし えん・しごと えん	静岡県浜松市 中央区田町二 百二十三番地 二十一ビオラ 田町三階	令和八年四月一 日から令和十年 三月三十一日ま で	くらしえん・し ごとえん上級職 場適応援助者養 成研修

第三条 訪問型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる
 研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同
 表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関	所在地	期間	研修
（略）	（略）	（略）	（略）
特定非営利活 動法人なよろ 地方職親会	北海道名寄市 大通南二丁目 二番地地域活 動支援センタ ー陽だまり内	令和三年四月一 日から令和十一 年三月三十一日 まで	訪問型職場適応 援助者養成研修

第四条 企業在籍型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に

（新設）

第二条 訪問型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる
 研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同
 表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関	所在地	期間	研修
（略）	（略）	（略）	（略）
特定非営利活 動法人なよろ 地方職親会	北海道名寄市 大通南二丁目 二番地地域活 動支援センタ ー陽だまり内	令和三年四月一 日から令和八年 三月三十一日ま で	訪問型職場適応 援助者養成研修

第三条 企業在籍型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に

掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

(略)	特定非営利活動法人なよろ 地方職親会	(略)	北海道名寄市 大通南二丁目 二番地地域活 動支援センタ ー陽だまり内	(略)	研修機関	研修を実施する 期間	研修
					名称	所在地	(略)

掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

(略)	特定非営利活動法人なよろ 地方職親会	(略)	北海道名寄市 大通南二丁目 二番地地域活 動支援センタ ー陽だまり内	(略)	研修機関	研修を実施する 期間	研修
					名称	所在地	(略)